

令和3年7月26日

1 審査会の結論

令和2年4月28日付けで実施機関である湯梨浜町教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った自己情報一部開示決定処分（発湯教第84号。以下「本件処分」という。）は妥当である。

なお、本件処分では発信者名を実施機関ではなく、湯梨浜町長としているが、実施機関が行った処分の効力に影響を及ぼすものではないため、これを有効とみなす。

2 審査請求の趣旨及び経過

（1） 審査請求の趣旨

実施機関が行った本件処分を取り消し、本件処分の対象となった個人情報を全部開示するとの決定を求める。

（2） 審査請求の経過

- ① 審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和2年4月15日付けで、実施機関に対し、湯梨浜町個人情報保護条例（以下「条例」という。）第12条第1項の規定により、自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

なお、請求人は未成年のため、法定代理人である保護者が開示請求を行った。

開示請求のあった自己情報の件名及びその内容は以下のとおりである。

（ア）2017年12月から2019年に〇〇〇〇（請求人名）が卒業するまでに〇〇中学校へ保健室登校した日が記録されている文書

（イ）〇〇中学校から本町教育委員会へいじめの件で報告した日時や報告内容が記録された文書

（ウ）2018年2月13日に本町教育委員会に相談した時の記録がされた文書

（エ）2018年2月15日にいじめの件で学校で行われた話し合いの内容が記録された文書

（オ）いじめの件で鳥取県教育委員会に報告した日時や報告内容が記録された文書

- ② 実施機関は、令和2年4月28日付けで、本件個人情報に係る一部開示決定を行い、その旨を請求人に通知した。

- ③ 請求人は、令和2年5月8日付けで、本件個人情報に係る開示（一部開示）を受けた。

その決定を受け、請求人は一部開示決定を不服とし、同日付けで本件処分の取消

を求める審査請求を行い、実施機関は同月 11 日付けでこれを受け付けた。

なお、請求人は未成年のため、法定代理人である保護者が審査請求を行った。

- ④ 実施機関は、令和 2 年 5 月 25 日付けで、当該審査請求に係る諮問書を湯梨浜町個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）に提出した。
- ⑤ 実施機関は、令和 2 年 7 月 2 日付けで条例第 31 条の 4 の規定に基づく意見書（以下、「意見書①」という。）を審査会に提出した。
- ⑥ 実施機関は、令和 2 年 8 月 7 日付けで条例第 31 条の 4 の規定に基づく意見書（以下、「意見書②」という。）を審査会に提出した。
- ⑦ 審査会は、意見書②の内容に不明瞭な点があるとして、意見書②の内容の補完を令和 2 年 10 月 2 日付けで求めた。
- ⑧ 実施機関は、令和 2 年 10 月 2 日付の審査会の依頼に基づき、令和 2 年 10 月 26 日付けで意見書（以下、「意見書③」という。）を審査会に提出した。
- ⑨ 審査会は、令和 3 年 1 月 8 日、実施機関が提出した意見書①、②、③について、条例第 31 条の 6 第 1 項但し書きを適用し、請求人に送付しないことを決定した。
- ⑩ 審査会は、条例第 31 条の 2 第 4 項に基づき、令和 3 年 2 月 12 日付けで請求人に意見書の提出を求めた。
- ⑪ 請求人は、令和 3 年 2 月 12 日付の審査会の依頼に基づき、令和 3 年 3 月 9 日付けで意見書（以下、「意見書④」という。）を審査会に提出した。なお、請求人は未成年のため、法定代理人である保護者が意見書を提出した。
- ⑫ 審査会は、請求人が提出した意見書④について、条例第 31 条の 6 第 1 項但し書きを適用して、実施機関に送付しないことを決定した。

3 請求人の主張

請求人の主張の趣旨は、おおむね次のとおりである。

請求人は〇〇中学校卒業後、在学時に受けたいじめのショックを原因として体調を崩した。学校、教育委員会の対応に不信感があり、状況を知りたいため、本件個人情報に係る一部開示決定を取り消し、全部開示を求める。

4 実施機関の主張

（1）当該開示請求（ア）について

請求人が開示を求める個人情報を有する文書に、請求人以外の個人情報が記載されているため、当該本人以外のプライバシーを害すると認められることから、条例第 13 条第 5 号の規定に該当するものとして、これらの記載部分を不開示とすることは正当である。

なお、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができることから、条例第 14 条の規定により、不開示部分を除き、一部開示を行った。

(2) 当該開示請求(イ)について

請求人が開示を求める個人情報を含む文書に、請求人以外の個人情報が記載されているため、当該本人以外のプライバシーを害すると認められることから、条例第13条第5号の規定に該当するものとして、これらの記載部分を不開示とすることは正当である。

また、本文書は〇〇中学校から本町教育委員会への報告文書であり、町の機関相互における検討又は協議に関する情報である。これを開示することにより、今後いじめなどの教育現場において、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立が損なわれ、結果として適切な対応を行うことができなくなることから、条例第13条第10号に該当するものとし、不開示とすることは正当である。

なお、不開示情報に係る部分と本人の自己情報に係る部分は不可分一体となっており、不開示部分のみを区分して除くことができないことからすべて不開示とした。

(3) 当該開示請求(ウ)について

請求人が開示を求める個人情報を含む文書に、請求人以外の個人情報が記載されているため、当該本人以外のプライバシーを害すると認められることから、条例第13条第5号の規定に該当するものとして、これらの記載部分を不開示とすることは正当である。

また、本文書は教育委員会内部の報告文書であり、町の機関内部における検討又は協議に関する情報である。これを開示することにより、今後いじめなどの教育現場において、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立が損なわれ、結果として適切な対応を行うことができなくなることから、条例第13条第10号の規定に該当するものとし、不開示とすることは正当である。

なお、不開示情報に係る部分と本人の自己情報に係る部分は不可分一体となっており、不開示部分のみを区分して除くことができないことからすべて不開示とした。

(4) 当該開示請求(エ)について

請求人が開示を求める個人情報を含む文書に、請求人以外の個人情報が記載されているため、当該本人以外のプライバシーを害すると認められることから、条例第13条第5号の規定に該当するものとして、これらの記載部分を不開示とすることは正当である。

また、本文書は(ウ)と同様に教育委員会内部の報告文書であり、町の機関内部における検討又は協議に関する情報である。これを開示することにより、今後いじめなどの教育現場において、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立が損なわれ、結果として適切な対応を行うことができなくなることから、条例第13条第10号の規定に該当するものとし、不開示とすることは正当である。

なお、不開示情報に係る部分と本人の自己情報に係る部分は不可分一体となっており、不開示部分のみを区分して除くことができないことからすべて不開示とした。

(5) 当該開示請求（オ）について

請求人が開示を求める個人情報を含む文書に、請求人以外の個人情報が記載されているため、当該本人以外のプライバシーを害すると認められることから、条例第13条第5号の規定に該当するものとして、これらの記載部分を不開示とすることは正当である。

また、本文書は湯梨浜町教育委員会から鳥取県教育委員会への報告文書であり、町と県の機関における検討又は協議に関する情報である。これを開示することにより、今後いじめなどの教育現場において、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立が損なわれ、結果として適切な対応を行うことができなくなることから、条例第13条第10号の規定に該当するものとし、不開示とすることは正当である。

なお、不開示情報に係る部分と本人の自己情報に係る部分は不可分一体となっており、不開示部分のみを区分して除くことができないことからすべて不開示とした。

5 審査会の判断

(1) 審査の経緯

審査会は実施機関が主張する条例第13条第5号及び第10号の規定の該当性を判断するため、全8回にわたり、審議を行った。

開催日時	内 容
令和2年 6月15日	・ 事案の審議
令和2年 7月 7日	・ 条例第31条の2第1項の規定に基づき、審査請求のあった開示等の決定に係る個人情報について、インカメラ方式にて見分 ・ 事案の審議
令和2年 9月18日	・ 事案の審議
令和2年11月 9日	・ 事案の審議
令和3年 1月 8日	・ 事案の審議
令和3年 3月26日	・ 事案の審議
令和3年 6月 8日	・ 条例第31条の2第1項の規定に基づき、審査請求のあった開示等の決定に係る個人情報について、インカメラ方式にて見分 ・ 事案の審議
令和3年 7月14日	・ 事案の審議

(2) 条例第13条各号の規定の該当性について

① 第5号

請求人が開示を請求するアからオまでの個人情報を含む公文書には、請求人以

外の者の氏名などの個人情報が含まれている。本号の主旨としては、請求人以外の者の個人情報についてはプライバシーなどを中心とする個人の正当な権利利益を保護する必要があるため、原則非公開とするものである。

- (ア) アについては、本人の個人情報から他者の個人情報を容易に取り除くことができることが見分の結果、確認できた。

開示請求のあった個人情報に不開示情報が含まれており、その部分を容易にかつ開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できる場合は、条例第14条の規定により、不開示情報の部分を除いて、開示しなければならないことから、他者の個人情報を黒塗りした上で開示した実施機関の処分については正当であると判断する。

個人情報に関する部分についてはこれを開示することにより、請求人以外の者のプライバシーが侵害され、正当な権利利益を害する恐れがあることから、本号の適用は妥当であると判断する。また来室状況の人数を記述している部分もあり、当時の〇〇中学校の状況に照らし合わせれば、当該日時に保健室に来室した者が特定、類推できてしまうことから、本号の適用は妥当であると判断する。

よって、部分開示とした実施機関の主張は妥当なものと判断する。

- (イ) イについては、事案発生時の関係者の状況等の個人情報が記載されているため、この部分について、本号を適用し、不開示とした実施機関の主張は妥当なものと判断する。

加えて、文書自体が不可分一体であり、請求人本人以外の情報を黒塗りしても状況が推察できることから、条例第14条の規定は該当せず、全部不開示とした実施機関の主張は妥当なものと判断する。

- (ウ) ウについては、請求人等が教育委員会に相談した時の内容が記述されており、いじめの状況に関する代理人の発言が記録されている。その内容は請求人等が町教育委員会事務局に来庁した時の発言内容である。

本人以外の他者の行動や言動などの状況も記述されているが、その情報は他者に帰属するものではなく、あくまで自己情報の範囲であると解される。

ただし、対応及び聴き取りを行った教育委員会職員を除く、他者の氏名については他者の個人情報であり、本号の適用は妥当であると判断する。

対応及び聴き取りを行っている教育委員会の職員の氏名については、職務の遂行に係る情報であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42条）第5条第1項ハに該当し、個人に関する情報としての不開示情報には該当しないため、開示とする。

個人情報保護制度の主旨として、開示請求があれば、条例が規定する不開

示情報以外の内容は開示する義務があるとされている。また他者の氏名については、容易に取り除くことができるため、条例第14条の規定により、この部分を除いた文書は開示すべきと判断する。

以上の点より、全部不開示とした実施機関の主張は正当ではなく、一部不開示が妥当であると判断する。

- (エ) エについては、イと同様に事案発生時の関係者の個人情報など他者の個人情報が記載されている。

また文書全体が不可分一体であり、請求人本人以外の情報を黒塗りしても状況が推察できることから、条例第14条の規定は該当せず、全部不開示とした実施機関の主張は妥当なものと判断する。

- (オ) オについては、イ、エと同様に事案発生時の関係者の個人情報など他者の個人情報が記載されている。

また文書全体が不可分一体であり、請求人本人以外の情報を黒塗りしても状況が推察できることから、条例第14条の規定は該当せず、全部不開示とした実施機関の主張は妥当なものと判断する。

② 第10号

本号の主旨は町の機関等における意思決定前の情報を開示することにより、町機関の内部、相互間における適正な意思決定に支障が生じ、また町民の間に誤解や混乱が生じたりしないように、審議、検討又は協議に関する情報について、非開示とすることを認めるものである。

湯梨浜町立学校における個人情報の取扱いについては、設置者である湯梨浜町の個人情報保護条例の規定に基づくことになり、イからオまでの公文書については、町の機関内部、若しくは町機関相互、又は町の機関等と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報である。

- (イ) イについては、〇〇中学校から町教育委員会へいじめの件で報告した日時や報告内容が記録された文書であり、町の機関相互の検討又は協議に関する情報である。

教育指導を目的として状況を記録し、報告した文書であるが、本文書はいじめに関する関係者からの聞き取りなどが含まれており、非常に注意を要する内容で、公開を前提として情報収集したものではない。

これを開示することにより、今後同種の案件において、率直な意見の交換が損なわれ、または必要な記録化が行われないなど教育指導の適正な遂行の支障となる可能性も否定できない。

また、いじめに係る証言や見解などは関係者各々の立場から述べるもので

ある以上、各々で認識のずれ等が生じる可能性が高い、未成熟な情報であることから、不当に関係者間に混乱を招く恐れが認められる。

以上の点から、本号を適用し、全部不開示とした実施機関の主張は妥当なものと判断する。

(ウ) ウについては請求人等が2018年2月13日に教育委員会に相談した時の記録がされた文書であり、町の機関内部の検討又は協議に関する情報である。

イと同様に教育指導を目的とし、請求人等の発言を記載しながら今後の適切な対応についての検討又は協議をするための資料であり、公開を前提としたものではない。

開示を行った場合、今後、同種の案件において、検討段階の情報についての率直な意見の交換が妨げられ、または必要な記録化が行われないなど、適正な事務遂行の支障となる可能性も否定できない。

対応及び聴き取りを行っている教育委員会の職員の氏名については、職務の遂行に係る情報であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42条）第5条第1項ハに該当し、個人に関する情報としての非開示情報には該当しないが、仮にこの部分のみ開示したとしても、文書の内容は不明瞭であり、有意の情報に該当しないことから、条例第14条ただし書きを適用し、不開示とすることが妥当である。

以上の点から、本号を適用し、全部不開示とした実施機関の主張は妥当なものと判断する。

(エ) エについては2018年2月15日にいじめの件で、学校で行われた話し合いの内容が記録された文書であり、町の機関内部の検討又は協議に関する情報である。

イと同様に教育指導を目的として状況を記録し、報告した文書であるが、本文書はいじめに関する関係者からの聞き取りなどが含まれており、非常に注意を要する内容で、公開を前提として情報収集したものではない。

これを開示することにより、今後同種の案件において、率直な意見の交換が損なわれ、また必要な記録化が行われないなど教育指導の適正な遂行に支障を及ぼす可能性も否定できない。

また、いじめに係る証言や見解などは関係者各々の立場から述べるものである以上、各々で認識のずれ等が生じる可能性が高い、未成熟な情報であることから、不当に関係者間に混乱を招く恐れが認められる。

以上の点から、本号を適用し、全部不開示とした実施機関の主張は妥当なものと判断する。

(オ) オについては、いじめの件で鳥取県教育委員会に報告した日時や報告内容

が記録された文書であり、町の機関と国等（県など他の地方公共団体も含む）との間における審議、検討又は協議に関する情報である。

イ、エと同様に教育指導を目的として状況を記録し、報告した文書であるが、本文書は関係者からの聞き取りを含む事案の経緯や審査請求人への今後の教育方針などが含まれており、非常に注意を要する内容で、公開を前提として情報収集したものではない。

これを開示することにより、今後同種の案件において、率直な意見の交換が損なわれ、または必要な記録化が行われないなど教育指導の適正な遂行に支障を及ぼす可能性も否定できない。

また、いじめに係る証言や見解などは関係者各々の立場から述べるものである以上、各々で認識のずれ等が生じる可能性が高い、未成熟な情報であることから、不当に関係者間に混乱を招く恐れが認められる。

以上の点から、本号を適用し、全部不開示とした実施機関の主張は妥当なものと判断する。

（３）本件処分の妥当性について

上記のとおり、請求人が開示請求を行ったアからオの文書について、以下のとおり判断する。

- ① アについては、条例第１３条第５号及び第１４条に該当し、実施機関の行った一部開示決定は妥当なものと判断する。
- ② イについては、条例第１３条第５号及び第１０号に該当し、実施機関の行った全部不開示決定は妥当なものと判断する。
- ③ ウについては、条例第１３条第５号を根拠とする全部不開示決定は妥当でなく、対応を行った職員氏名を除く他者の氏名の部分のみを不開示とする一部開示決定が妥当であると判断する。

一方、第１０号については、実施機関の行った全部不開示決定は妥当なものと判断し、結論としては、実施機関の行った全部非開示決定は妥当なものと判断する。

- ④ エについては、条例第１３条第５号及び第１０号に該当し、実施機関の行った全部不開示決定は妥当なものと判断する。
- ⑤ オについては、条例第１３条第５号及び第１０号に該当し、実施機関の行った全部不開示決定は妥当なものと判断する。
- ⑥ 請求人から提出された意見書④について、審議を行ったが、実施機関の行った一部開示決定の条例に基づく根拠に触れるものではないため、審査会の判断を左右するものでない。

以上のとおり、実施機関が行った本件処分は妥当と判断し、「1 審査会の結論」
のとおり、判断する。